

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 条例（議員発議）

○宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例の一部を改正する条例

一

## 条 例

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例の一部を改正する条例

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー等条例（平成十四年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例

前文中「自然エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に改める。

第一条から第八条までの規定中「自然エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に改める。

第九条第一項及び第二項中「自然エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に、同条第四項中「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会」を「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会」に改める。

第十条から第十六条までの規定中「自然エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に改める。

第十七条の見出しを「（宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会）」に改め、同条第一項中「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会」を「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例（以下「旧条例」という。）第九条第一項の規定により定められた基本計画は、改正後の宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例（以下「新条例」という。）第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

（委員の任命及び任期の特例）

3 この条例の施行の際現に旧条例第十七条第二項の規定により任命された宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の委員である者は、この条例の施行の日において新条例第十七条第二項の規定により宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー等促進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第十七条第二項の規定により任命された宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の委員の項中「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会」を「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会」に改める。